

(公社)上越市シルバー人材センター

事務局だより 第35号

*身近な情報を掲載し、随時発行します。

発行 令和2年6月12日
発行責任者 (公社)上越市シルバー人材センター
理事長 井部 博光
本 所 上越市西城町1-12-4
Tel. 025-522-2812
頸北支所 上越市柿崎区柿崎 6405
Tel. 025-536-6100



厳守

就業現場等で事故やトラブル等が発生したら
直ちに事務局へ連絡するようお願いします。

手遅れ×

このところ、就業場所への移動中に市民の自動車と衝突事故を起こしたり、公園敷地内の街灯の電線を切断したりする事故が発生しましたが、いずれの場合も発生後何時間も経ってから事務局へ連絡があったことから、事故の相手方に変なご迷惑をおかけする事態になりました。

今回の事例では、いずれも結果的に会員が自分の責任で事故の後始末が出来ず、事務局が現場へ出向き相手方と会い、事故処理をすることになりました。

事故の対応において事務局は事故の状況を速やかに把握して、必要があればまず相手方に連絡をする必要があります。事故発生から何時間経ってもシルバーから何の連絡もなければ、シルバーの対応に対して相手方からお叱りを受けることにもなります。

会員の就業中における賠償責任事故、傷害事故についてはシルバーが加入する保険で対応することになります。

どんな場合でも事故が起きたらまず事務局へ「第一報を入れる」ことが、会員に求められる行動です。「夕方になって仕事が終わってから事務局へ連絡すればよい」といった考え方は間違いですので、厳守をお願いします。

事故の発生



必要があればまず
救急・警察へ連絡



すぐに事務局へ
報告(現場対応)



< 就 業 情 報 >

★就業を希望する会員は事務局までご連絡ください。(申込者の中から選考します)

	仕事の内容	就業場所	就業期間	就業時間・条件	形態	人数	担当
1	公園管理業務 (女性会員限定)	旧市内	至 急	通年 8:30~17:15	派遣	3名	池田

*全てローテーション就業・勤務になります。

☆6月の配分金・派遣賃金の振込日は25日(木)です☆

新型コロナウイルス感染症への対応について

※EIC保険エージェンシー株式会社「しるばーあんぜんニュース(6月号)」より抜粋

新型コロナウイルス感染拡大に基づく緊急事態宣言も解除され、徐々に生活環境も元に戻つつありますが、決してウイルスが完全に克服されたわけではありません。今後はウイルスと共存する生活になっていくのだろつとされています。厚生労働省からもウイルス共存に対応して「新しい生活様式」が発表されました。今回は「新しい生活様式」の実践によりシルバーの仕事にどのような影響があるかをお知らせします。

シルバー人材センター業務で注意すべきこと

◀ここが一番のポイントです
周りの人の為にも厳守しましょう!

★以下のマナーを守る必要があります。

- ①会話時はマスクを着用する ➡ 外作業時でも会話するときは着用する。
- ②お客様と話す時、近づきすぎない ➡ 感染しない、感染させないがエチケットです。
- ③手洗い・咳エチケット励行 ➡ 新しいマナーとなりました。厳守です。
- ④検温をし、体調管理は万全に ➡ 体調不良時は仕事を休みましょう。



今年の夏は特に注意! マスク着用と熱中症予防はバランスよく

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について(厚生労働省健康局健康課通達)

～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～

「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いや「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。



「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。
- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。
- また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。



熱中症見舞金制度

シルバーでは今年度も会員が就業中に熱中症にかかった場合に見舞金が支払われる制度に加入しています。

見舞金の種類	見舞金額
通院加療見舞金(日帰り入院含む)	5千円
入院見舞金(1泊2日)	3万円
入院見舞金(2泊3日以上)	5万円
死亡見舞金	10万円

◆詳しくは事務局(池田次長・原田係長)までお問い合わせ下さい。(電話 522-2812)

上越市シルバー人材センターのホームページもご覧下さい。

URL: <http://www.joetsu-sjc.jp/>